

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和7年度第5回朝霞市緑化推進会議	
開催日時	令和8年2月24日（火） 午後2時00分から午後3時05分まで	
開催場所	朝霞市民会館 会議室（梅）	
出席者の職・氏名	出席委員12人 古賀会長、堂本副会長、増田委員、西委員、大橋委員、鈴木委員、藤井委員、森委員、柴野委員、山本委員、田島委員、大貫委員 事務局9人 松岡都市建設部長、まちづくり推進課：村沢審議監兼部次長兼課長、 開発建築課：塩味都市建設部次長、みどり公園課：松下課長、四方田課長 補佐、鈴木係長、伊藤主事 （株）地球スケッチ：山下、甘粕	
欠席者の職・氏名	欠席委員4人 渡辺貴子委員、渡辺淳史委員、本多委員、高橋委員	
議題	（1）朝霞しみどりの基本計画（案）について	
会議資料	次第 資料1 朝霞しみどりの基本計画（案） 資料2 朝霞しみどりの基本計画（案） 概要版 参考資料1 令和7年度第4回朝霞市緑化推進会議の主な意見と対応方針 参考資料2 市民コメント及び庁内検討委員会の主な意見と対応方針 参考資料3 朝霞しみどりの基本計画策定支援業務 工程表	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
会議録の作成方針	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 会長による確認	
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項	なし	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

○事務局・鈴木みどり公園課みどり公園係長

それでは、定刻となりましたので、ただいまより、令和7年度第5回朝霞市緑化推進会議を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の審議会の出席委員でございますが、総数16名中12名でございますので、朝霞市緑化推進施行規則第12条に定める、開催定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

なお、渡辺貴子委員、渡辺淳史委員、高橋委員、本多委員におかれましては、本日、所用のため欠席のご連絡を事前にいただいております。

それでは、これからの議事進行につきましては、古賀会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○古賀会長

皆さんこんにちは。

それでは、次第に従い会議を進めたいと思いますが、この会議は原則公開の立場をとっております。本日、この会議の傍聴を希望される方がいらした際には、傍聴者の入室を許可いたしますので、よろしく申し上げます。

事務局、傍聴者の確認をお願いします。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園課係主事

傍聴希望者はいません。

○古賀会長

ありがとうございます。それでは、会議途中からの傍聴者の入室につきましては、その都度、皆様のご了承を得ることなく、事務局で傍聴者を入室させますのでお願いいたします。

続きまして、本日の配付資料の確認を事務局よりお願いいたします。

○事務局・鈴木みどり公園課みどり公園係長

それでは、本日の会議資料について確認させていただきます。

事前配付した資料につきましては、本日の次第、資料1「朝霞市みどりの基本計画（案）」、資料2「朝霞市みどりの基本計画（案） 概要版」、参考資料1「令和7年度第4回朝霞市緑化推進会議の主な意見と対応方針」、参考資料3「工程表」になります。また、当日配付資料として、参考資料2「市民コメント及び庁内検討委員会の主な意見と対応方針」を机上に用意しております。資料は

お揃いでしょうか。資料の確認は以上です。

◎ 2 議題 (1) 朝霞市みどりの基本計画(案)について

○古賀会長

次第の2番目 本日の議題は1件です。前回会議で素案に対するご意見を委員の皆様からいただき、事務局が可能な範囲で資料に反映しております。本日は計画公表に向けた最後の会議となっておりますので、そのことも踏まえて委員の皆様からご意見をいただきたいと考えております。

どうぞよろしく申し上げます。

伊藤主事。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

それでは、議題(1)朝霞市みどりの基本計画(案)についてご説明させていただきます。

前回会議では、素案に対するご意見を委員の皆様よりいただき、本日の資料に反映しております。そのほか、1月16日から募集しておりました市民コメント、2月16日に開催した庁内検討委員会においてもご意見をいただき、出来る限り資料に反映しております。計画全体の内容につきましては前回会議でご説明いたしましたので、本日はいただいた意見を基に、前回から修正した箇所などについて順番にご説明させていただきます。

まずは、前回の緑化推進会議でいただいた意見に基づいて修正した箇所などを一部ご説明します。資料1をご覧ください。参考資料1につきましても併せてご覧いただければと思います。

はじめに資料1の25ページをご覧ください。(7)の①について、元々「川沿いの遊歩道は充実している」と記載されておりましたが、実状と異なった認識をする可能性があるのご意見いただきましたので、「川沿いに遊歩道が続いている」に修正しました。

次に30・31ページをご覧ください。こちらには過去10年間のみどりの基本計画における実績が記載されており、31ページの表にまとめておりますが、現行計画と比べて分かりにくいとご指摘いただきました。分かりにくく感じている理由としては、現行計画と比べて実績を多く記載していることが要因と考えられますが、事務局としてはなるべく多くの実績を記載したいと考えていることから、修正せずにこのままとさせていただきました。

次に32ページをご覧ください。(1)の棒グラフについて、前の資料では割合を示す数字をグラフに重ねておりましたが、見にくいとご意見いただきましたので、グラフの下に表記しました。また、棒グラフの右側に記載している平均値0.29について、プラスを追記したほうが分かりやすいとご意見いただきましたので、そのようにいたしました。33ページなどのグラフについても併せて修正しております。

次に38ページをご覧ください。左の文章の2段落目の最後が、元々「私たちの幸せな毎日は身

近なみどりによって支えられています」となっておりましたが、表現に対してご意見いただきまして「私たちの幸せな毎日には身近なみどりが欠かせません」に修正しました。そのほか、イラストが前回まではラフスケッチでしたが、イラストが完成しましたので差し替えました。次の40・41ページについても新しいイラストに差し替えております。また、43ページのイラストにつきまして、葉の中の絵を朝霞らしくするとより良くなるとご意見いただき検討しましたが、なかなか難しく断念いたしました。次に63ページをご覧ください。掲載している健康遊具の写真について、場所を記載した方がよいとご意見いただきましたので、そのようにしました。あわせて69ページの防災施設の写真につきましても公園名を追記しました。設置箇所数につきましては、正確な数の把握が困難であることから記載を見送りました。

次に98ページをご覧ください。表5-4につきまして、下から2行目のこどもエコクラブ活動支援助成金の財源が彩の国みどりの基金ではないとご指摘いただきました。事前配付した資料では修正が反映されておりましたが、削除することといたしました。資料に反映できておらず申し訳ございませんでした。

そのほか、細かい文言の修正などを行っており、参考資料1に記載のとおり対応しております。また、参考資料1の通し番号11と25に書かれております基地跡地の航空写真とぼぼたんの掲載につきましては、引き続き検討中でございます。

次に市民コメントでいただいた主な意見をご説明します。

参考資料2をご覧ください。1ページから3ページまでに市民コメントでいただいた主な意見を掲載しております。1月16日から2月16日まで募集しておりました市民コメントは、9名の方からご意見いただきました。主な内容としては、表現内容についてのご指摘など、素案の内容についての直接的なものや、民有地のみどりの保全・活用や開発圧力の抑制など、素案に記載されているみどりの取組がいかに関重要かを再度訴えているものなど、幅広いご意見が寄せられ、参考資料2では26の項目にまとめております。そのなかで、通し番号7, 9, 12, 13, 26に記載されている細かい表現についてのご意見は修正し、資料1に反映しておりますが、現時点でそのほかの市民コメントによる資料の修正点はございません。また、いただいた市民コメントにつきましては、資料への反映の有無に関わらず、計画公表時に市の考えと併せてホームページで公表することとなっております。

次に庁内検討委員会でいただいた意見をご説明します。参考資料2の4ページ5ページに掲載しております。意見の主な内容といたしまして、計画を読んだ方へ誤解を生まないようにすることや、より良くするための細かな修正についてであり、資料に反映しております。また、通し番号の14番に記載されているように、概要版について、視覚障害のある方など文字情報を読むことが難

しい人に情報を届けるためのユニボイスコードを印刷したほうが良いという意見をいただきました。同時期に計画公表を予定している都市計画マスタープランと足並みをそろえるため引き続き検討中でございます。

最後に参考資料2の最後のページをご覧ください。本計画の素案について、千葉大学大学院園芸学研究員の木下教授に妥当性の確認を依頼し、ご意見をいただきました。木下教授は国土交通省のグリーンインフラ推進戦略の策定に携わっている有識者であり、その方から高い評価をいただきました。評価いただいた点としては、大きく4つあります。1つめが、グリーンインフラを本計画の基本に据えていること。2つめがグリーンインフラの機能を生かし、その効用を最大化する方法論が展開されていること。3つめが地域別にグリーンインフラの効用が定量的に評価されており、その結果に基づいた課題と取組を示していること。4つめがグリーンインフラの存在効用だけでなく、利用効用にも着目していることです。そのほか、5に記載されているようなアドバイスもいただいております、資料へ反映できるか検討中でございます。

○古賀会長

はい、ありがとうございました。

事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問などはございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員

今ご説明していただいた中で1点。98ページの表5-4で、こどもエコクラブ活動支援助成金を削除しましたとご説明があったんですけども、改めて私がこの制度の財源等を調べましたところ、彩の国みどりの基金とは別の埼玉環境創造基金という基金が充てられておりまして、その中で基金が大きく2つあるんですけども、その内の地球にいいことグリーンチャレンジ活動への助成ということで、その中にこどもエコクラブ活動支援事業の助成金が位置づけられて交付されているというのが分かりました。先ほど資料を事務局に提供させていただきました。そのまま削除なのか、そういう旨の修正をされるのかご判断していただければと思いますが、一応情報提供でございます。以上です。

○古賀会長

伊藤主事。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

はい。ありがとうございます。資料もご提供いただき、正確な事業財源も分かりましたので、素晴らしい制度だと思いますので、残す方向で考えたいと思います。以上です。

○古賀会長

はい。ありがとうございます。他ご意見ありますでしょうか。

大貫委員。

○大貫委員

資料の体裁のことなのですが、私は大分歳を取ってきて視力も弱くなってきているので、全体的に見ての印象というか、意見というところで発言させていただきます。まず、みどりの基本計画ということで緑を多用するのはいいんですが、ちょっと度が過ぎてるかなというところで、メリハリが紙面を見たときに無いので、非常に疲れるんですね。理解しづらいついていうのが一つ。あと、朝霞市にユニバーサルデザインの基本的なマニュアルは無いんですかね。繰り返しになってしまうんですけども、例えば、78ページから始まる緑の帯の部分に黒文字で書かれてるところが、視力が弱かったり色弱の方だと、読みづらくて、読みたくなくなるかなという感じがしますし、125ページの上段の表になってるところも、緑の下地に黒かグレーで数字が入ってますけど、これもまず読めないだろうなという感じがします。あと、参考資料13などは逆にグレーの方が色調になってたりするので、全体的に色の使い方とか、分類の仕方に工夫をしていただくと皆さん読みやすいかなという感じがします。もう一度もし見直しが可能であれば、色の使い方を見直していただくといいかなと感じました。それともう1点、概要版の方の下の方の概要版の構成のところなのですが、ここの5つ書いてあるのは、本編の章と確実に合わせておいた方がいいと感じますので、スペースの関係でみどりの現況だけで終わっているのですが、本編には現状と課題と書いてあるので、対比される方がいるかもしれませんので、合わせた方がいいかなと思いました。あと、概要版の表紙ですね。文字が書いてあるところ。上の右側のところが、これ上に上げて入りきらないのかもしれませんが、このイラストのところにもわざわざ文字を入れ込むのであれば、全部上に移した方が私としては文字が見やすいなと感じましたので、そこら辺を再検討できるようにお願いいたします。以上です。

○古賀会長

伊藤主事。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

はい。ありがとうございます、始めにいただいた色の使い方につきましては、今お配りしてる資料が再生紙を使用してまして、印刷機もそれほど高性能なものを使ってるわけではないので、お配りした資料だと見にくいというのは、我々も感じているところなのですが、計画を公表するにあたっては、PDFのデータでの閲覧と、製本したものを作ることが考えられますので、その公表の際に合わせて見やすいような色の修正はこれから加えさせていただきたいと思います。125ページ

などの表の、グラフの色と文字の重なっている部分の見えにくさについても、改善を図るように努めます。次に概要版につきまして、最初にいただいた1ページの下の丸が5つ連なっているところの最初のみどりの現況と書かれている部分が、資料1だと章の名前がみどりの現状と課題となっておりますので、そこに違いが出ておりますので、こちらは資料1に合わせて、みどりの現状と課題に修正させていただきたいと思っております。1ページの上の文章がイラストに重なってしまっている部分についても、重ならないようにしたいと思っております。以上です。

○古賀会長

はい。ありがとうございます他ご意見ありますか。

田島委員。

○田島委員

質問ではないんですけども、まず千葉大学の木下教授が確認された結果ということでご報告がありますけれども、1番は他に類例を見ないとかですね、2番が理想的な形で展開されている、3番がみどりの基本計画は本来こうあるべきであるとか、すごい褒めちぎっているなどと思っております。これは事務局や関係者の方がこういうふうにお作りになったからこそその評価だと思うんですけども、ちょっと褒めすぎじゃないかなというふうに思いました。それからもう1点教えてほしいんですけども、庁内検討委員会の主な意見の7番。これが私よく理解できないんですけども、これは「本市では」というのを削除する理由があるのかというのがよく分からない。この7番の82ページについてのご意見とそれに対する対応方針を、もう少し詳しくご説明いただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○古賀会長

伊藤主事。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

ありがとうございます。庁内検討委員会でいただいた意見について、資料1の82ページの②に書かれております雨水貯留浸透の下の文章について庁内検討委員会でご意見いただきまして、元々の文章としては、「本市では」というのが頭に付いて、その後少し進んで「雨水を溜めたり地面に染み込ませたりする施設を整備し」という記載になっていたところなんです。しかし、実際は市が整備する例が多いわけではなく、雨水貯留浸透施設を設置するのは主に開発事業者であり、市としては雨水貯留浸透施設の設置を促す立場であるというご意見を所管課からいただきました。頭に「本市では」ということが記載されてることによって、読んだ方が市が設置を推進していくと誤って認識してしまう可能性があるというご意見をいただきまして、「本市では」という記載を削除した経緯がございます。以上です。

○古賀会長

他に何かご意見ありますか。

堂本副会長。

○堂本副会長

市民コメントについて、番号で言うと6、18、19、23、25などが基本的に民地の雑木林であったり、斜面林について書かれています。それに対して市の答えとしては、「都市緑地法に基づき」や、「朝霞市緑化推進条例に基づき」と書かれているんですが、基本的にそうなんですけれども、多分いろんな自治体でも同様の記載をしていると思います。でも結果としてみどりは残念ながら減っているから、その意見の方はもう少し踏み込んで何か強い表現が欲しいということなんだろうと思います。ですからこの緑の基本計画で、民地の緑地も強く残してくんだという思いが表現しきれてないのかなと。それがこういったご意見として来ているのかなと感じます。例えば18のご意見で、みどりの減少を抑制し、保全することにそのための有効な条例を検討すると書かれています。要するに既存のものでは十分では無いのではないかとのご意見だと思うんですけど、こういったご意見に対して、基本計画に取り入れるか取り入れないかは別にして、市の回答としてこれでいいのかなと。言葉がきついですけど、通り一遍のご返答になっていると感じます。もう少し踏み込んで、意見を踏まえてこうやっていくといった表現がどこかしらにあるといいのかなと。様々な自治体のみどりの計画を見ても、ある程度こういうことが書かれてるわけじゃないですか。千葉大の先生がおっしゃるように、整理して根拠に基づいて作っているってことは分かっているので、それを示した方がいいのかなと感じます。まとまりの無い意見なんですけどそう思いました。

○古賀会長

伊藤主事。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

はい。ありがとうございます。記載されてる内容について、具体的にこうした方が良く、こういうふうに進めていくべきだ、といったご意見が市民コメントに多かったという印象でした。その中で例に挙げていただいた18ページの有効な条例を検討すること。そういう記載については、みどりの減少を抑制し保全するために、有効な条例の検討というのも一つとしてはもちろんあると考えますが、それを特出しにすることまでは難しいということで、今回は記載を見送りました。おっしゃってることはすごくよく分かって、難しいところだなということを感じております。すいません、答えになっていませんが以上です。

○堂本副会長

きっとそうだろうと思うんですけども、それだけにみどりの基本計画が完成して今後スタート

するわけですがけれども、スタートしたときに計画に書かれてる内容や重み、それから具体的にここに書かれていることについて、実効性を伴うものにするにはどうするのかということを考えなければいけません。計画ができればゴールではないですからね。これを回していく仕組み作りも含めて、今一度早い段階で市民の方とキャッチボールするとか、これを一緒に上手く回していくための仕掛けづくりが今後必要なのかなと思います。中身がこれだけのものですから、そうしてもらいたいなと思います。

○古賀会長

はい。ありがとうございます。他ご意見ありますか。

ないですかね。今日始まる前に事務局とお話させてもらったんですけどけれども、先ほど大貫委員からもお話があったように、フォントの統一などが図られていませんで、ユニバーサルデザインフォントという、いわゆる目にやさしいフォントといいますか、基準を満たしたフォントに差し替える方向で動いておりますので、それをご承知おきください。これをまとめるのに多分手一杯だったと思うんですね。先ほどいただいたようなご意見をもっといただいた方がより良くなっていくので、そういった意味合いで今の時間を設けさせていただいておりますので、そういった細かい見たい目の内容もそうですし、中身の内容も含めてご意見がいただけるとすごく助かるので、皆さん何かありませんでしょうか。例えば、細かい話ですけども先ほどプラスを加えましたというところがあったと思いますが、その下の表記の中のプラスのやつにも1.0とか0とかあるんですけど、そこにはプラスがないので足しといってください。

松下課長。

○事務局・松下みどり公園課長

先ほど委員からいただきました、参考資料2「市内検討委員会の主な意見と対応方針」の4ページの一番下の7番。「本市では」という記載について、今まで入っていたものを削除するという事で説明いたしましたが、民間企業が雨水浸透貯留施設を設置するケースもあれば、朝霞市の公共施設で設置する場合もございますので、言い回しにつきましては再度検討をしようと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○古賀会長

はい。ありがとうございます。ほかご意見ないですかね。

田島委員。

○田島委員

この市民コメント9名という方は、どういう感じの方でしょうか。先ほどから視力の弱い方への配慮とかいう話が出てますけども、そういう方に対して特に何かコメントを求めるとか、1回見て

もらってご意見を聞くとかそういうことはされされないのでしょうか。

○古賀会長

伊藤主事。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

はい、ありがとうございます。まず市民コメントをいただいた9名の方なんですが、皆様、市内に在住されている方でした。ごめんなさい、1人だけ市外にお住まいの方からもご意見いただきました。視覚的に障害のある方に特化してご意見を聞くという機会を設ける予定は今のところございません。以上です。

○古賀会長

はい。ありがとうございます。他ないですかね。いつもよりもかなり早く終わりそうな雰囲気なので、どうしたものかなと。

伊藤主事

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

はい。追加で1点お伝えしておきたいのが、資料1ですね、見開きページを調整する関係で、例えば46ページですとか、74ページとかですね、空白のページがございます。そこにつきましては、コラムという形で何かしら掲載することを予定しておりまして、内容として考えているのが、以前朝霞市が作成した環境かるたであったり、もし朝霞市の農地がなくなってしまったときのシミュレーション結果などを載せる予定となっております。追加の説明でした。以上です。

○古賀会長

西委員。

○西委員

先ほどの市民コメント9名の内訳についてなんですけど、その市内市外在住ということよりも、どういうコメントの募集の方法をしているのか。頑張ってみれば分かるはずなんですけど、例えば公式LINEで流れてきますよね。このみどりの基本計画に限らず、いろんな計画で市民コメントをホームページと公式LINEと、もしかしたら担当課のSNSでやってるのかどうか分かんないですけども、そういうので発信して、興味があってそこにたどり着いた人だけがコメントをくださってるのか、こちらからピンポイントで聞きに行ったりとかはしてるのかどうかっていうところをお伺いしてもよろしいでしょうか。

○古賀会長

伊藤主事。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

はい、ありがとうございます。市民コメントの実施方法につきましては、市が策定している実施要綱がありまして、それに基づいて実施しております。周知しているところとしては、広報、ホームページ、メール配信、あと公民館などの公共施設に計画の素案を紙ベースにおいて、来た方に手に取ってもらえるというところなんですけど、どこかに特化して意見を伺うことはしておりません。

○古賀会長

西委員。

○西委員

今の回答に対してメール配信っていうのを私初めて聞きまして、誰にメール配信してるのか、そのメール配信はどうやったら受けられるのか詳しく聞きたいのと、例えば公民館とかだと、そういうパンフレットか何かが置いてあるのか、要するに市民コメントに対して市が受身だけなのか、市からも率先してるのかっていうところを聞きたいなと思います。

○古賀会長

伊藤主事。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

私も明確に覚えていないんですが、市のメールサービスに登録してる方であれば、そのメールを受け取れると認識しております。市民コメントの1か月の期間内で何日前にメールを送るということも決まっております、3回メールを配信しております。受身なのか主体的にお願いしてるかということにつきましては、主体的にお願いしてるということではないんですが、あらゆる方法で色々な方にご覧いただけるように、メールやデータだけでなく、紙文書で公民館に配ったりなど、積極的にご意見いただくように努めているところでございます。以上です。

○古賀会長

はい。ありがとうございます。他何かありますか。

田島委員。

○田島委員

本日は最後の会議なのでもう質問するのはやめておこうと思ったんですけども、2点教えてください。工程表に市民説明会があるんですけども、これは何名ぐらいがご参加なさって、その内容というのはどうだったのかっていうのを分かれば教えてほしいなというのと、もう1点はですね、この資料1の素案の部分ですけども、「朝霞らしいみどりをみんなで育み暮らしに生かすまち」。今更お聞きするのも恥ずかしいんですけども、この朝霞らしいみどりというのは少し抽象的なんで、

具体的にはどういうものが朝霞らしいみどりなのか。話が少し変わりますけれども、私は広報あさかをよく読んでるんですけども、広報あさかに第6次朝霞市総合計画を策定しましたということで、「だれもが誇れる暮らしつづけたいまち朝霞」とあるんですよ。「だれもが誇れる暮らしつづけたいまち朝霞」すごくいい表現だなと思ってですね。いろんところで基本計画お作りになってるんだと思うんですけども、みどり以外にもですね。これ、広報あさかにある第6次朝霞市総合計画の「だれもが誇れる暮らしつづけたいまち朝霞」に統一される方が私は個人的にはいいかなと思っただんですけど、これは暴論かもしれませんが、以上2点についてよければ教えてください。

○古賀会長

伊藤主事。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

はい、ありがとうございます。1点目のその市民説明会の参加人数なんですが、同時期に策定を進めております都市計画マスタープランと地域公共交通計画の3計画合同の説明会ということで開催したので、みどりの基本計画だけを目的に来た方というところまでを分からないですが、私は1回目の説明会は参加し、だいたい10名弱いらっしゃいました。2回目の参加人数は、すみませんが把握しておりません。2目にいただいた意見の38、39ページに書かれている「朝霞らしいみどりをみんなで育み暮らしに生かすまち」という基本理念なんですが、第6次総合計画と整合を図って掲げたものになりまして、総合計画の「だれもが誇れる暮らし続けたいまち朝霞」の「だれもが誇れる」というところから導いて「朝霞らしいみどり」を掲げさせていただいたところです。

○古賀会長

地形スケッチ山下さん。

○事務局・株式会社地球スケッチ・山下氏

はい。「朝霞らしいみどり」という言葉をなぜ用いてるかと言いますと、これは今年度の最初の会議で資料としてご提示させていただいたんですが、総合計画で「だれもが誇れる」というキーワードが今回入りました。この「誇れる」という部分がとても重要だと認識しました。みどりの基本計画においてこれをどう解釈すべきかという検討をしました。その結果、「だれもが誇れる」というのは、朝霞らしい郷土の風景とか、武蔵野の面影を感じさせる豊かなみどりや水辺といったものが朝霞市民の誇りではないかと導きまして、それを「朝霞らしいみどり」と簡略化して、タイトルにさせていただきました。検討の流れはそのような感じでございます。

○古賀会長

ありがとうございます。

田島委員。

○田島委員

ご説明ありがとうございます。伊藤主事さんですかね。朝霞らしいみどりというのは、分かりやすく言えばどういうふうに思ってもらっちゃいますか。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

一番特徴的なのは、武蔵野台地など変化に富んだ地形だと思います。

○古賀会長

よろしいですか。はい。他ご意見ありますか。

藤井委員。

○藤井委員

先ほどご指摘があったものにつながるのですが、参考資料2の4ページの7番目の「本市では」が削除されたということの詳細が、朝霞市が促すことではあるけれども、実際に手がけているのは主に業者さんなどということだと伺ったのですが、それと関連してですね、朝霞市の斜面林のナラ枯れなどについても、資料1の80ページの里山の保全を市民ボランティアと協力して枯木の処理や伐採などを行っているということで、一緒に見ていただいて、協力して実施していただきたいと思います。それに関してですが、実際に枯れた木などが増えていて、それを伐採しなければいけないと市の担当の方々と話をして、切っていただくことになっていたものが、その後切る必要のないものまで伐採されていたということが何件かありまして、市が業者さんに発注する際に、どのように担当の方が指示を出されていたのかが分からなかったので、一応印をつけて、これは切る、切ってほしいということで、お互い合意はあったように思うんですが、その後平地の切る必要がない、まだ健康な木まで切られていたということがいくつかありまして、その伐採のときはどのような指示があったのか。それとも市の方からはなくて、もしかしたら業者さんが切ってしまったのではないかというのがあったので、そこを伺いたいと思います。

○古賀会長

伊藤主事。

○事務局・みどり公園課みどり公園係主事

はい、ありがとうございます。樹木の伐採につきましては、伐採というのは根本から完全に切ってしまうことなんですけど、藤井委員がおっしゃっていただいたように、基本的には枯れてる樹木しか伐採はしません。それは樹木をなるべく残していこうという考えのもとなのですが、植わってる場所が、例えば隣接している住宅の際であったり、枝が家に当たってしまってるような樹木というのは、枝先を切る必要がありまして、切るにあたって、今後もまた枝が伸びてきて、また切る、また切るということが想定されます。そうすると維持管理費用という面で、ランニングコストが大幅

にかかることも考えられるので、一概には言えませんが、そういう場合においては枯れてなくても、樹木を伐採するというのも、例としてはあります。なので、おっしゃっていた例が、どういったものなのかというのは、今後同様の事例がないように確認させていただければと思います。以上です。

○古賀会長

はい、ありがとうございます。他ご意見ありますか。

大貫委員。

○大貫委員

今のご回答について、この会議は議事録が残るので、市民の方が誤解するとまずいかなと思うんですが、経済的な話で全て片付けると、みどりの保全なんてどうでもいいことになると思います。民間の方にみどりを残してくださいと言っておいて、市は経済的なところで判断して、ここは残しませんという話になってしまうと違うのかなと思いますので、そこら辺は慎重に考えた方がいいかなと思いました。以上です。

○古賀会長

ありがとうございます。

堂本副会長。

○堂本副会長

今のご意見に続きますけれども、こういう計画ができて、皆で一緒にみどりを守っていきましようとなる中で、市の職員の方は異動があるじゃないですか。こういう計画を作るときに在席した職員の方は別にして新たに入ってきた職員の方で、この計画を重く受け止めている人もいれば、そうではない人もいます。実際みどりの保全の現場行ったときに、その判断がずいぶん違うなと、私はいろんな市町村を見て実感しています。ですからこの後、市役所職員全体でこの計画を基にみどりをどう守っていくかという研修をしていただきたいなと思います。これをどう生かすのか、それが無いとどんなに良い内容であっても、先ほどお話がありましたように単純に危ないから切りましたというようなことが起こると思います。危ないからと言えば世間的には通るかもしれませんが、本当に危ないのか、どこまでだったら危なくないのかというのを考えている人もいます。今後も単純に危ないから切りましたということが起こると思いますし、この間僕が対応した人もそうでした。そうならないように、この計画が出来たら、ぜひ早い段階でまずは市の職員の方で、みどり担当ではなくてもこれをしっかりと読んで共有するということが必要かなと思いましたので、ご検討いただきたいです。すぐにはご回答は難しいと思いますがお願いいたします。

○古賀会長

はい、ありがとうございます。

伊藤主事。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

はい、ありがとうございます。今おっしゃっていただいた意見は非常に重要だと思ひまして、我々は人事異動を含め、担当が変わることがあります。そうなったときに、堂本副会長もおっしゃっていたような、この木を切るのか切らないのかという基準がすごく大事だと思ひまして、本計画においても133ページの重点政策の計画目標として、上から2段目に里山管理ガイドラインの策定・運用、ないし上から5段目に公園等植栽管理指針の策定・運用を重点政策に定めており、実行に向けて取り組みたいという思いで掲載したものです。以上です。

○古賀会長

はい。他ございませんか。今の話と関連して事務局とも会議前に話したんですけれども、今回みどりの指針ということで、資料1の48・49ページに分かりやすく構成図が示されていると思ひます。3つのみどりの指針があって、その指針の中にもさらに項目が分かれていたりしますが、みどりの取組がどれか一つに当て込まれるわけではなくて、色々なものと関連して、みどりというものができているということが今回重要な話であって、それを77ページに丸印をつけてまとめてくださってます。このことを我々委員を務めている人だけではなくて、職員全員、市民全員が分かるような、あとは緑の行政の方々だけではなくて、道路行政や他の行政の方々も含めて理解した上で推進していかなければいけないということで、先ほどお話があった都市計画マスタープランと合同で市民説明会を行ったというのは、そのような意味もあると思うんですね。いわゆる緑の行政の方だけが理解しているわけではなく、朝霞をもっと良くするためには、緑のことを皆さんに周知して、緑のことに興味があるわけではない人も理解してやっていかなければいけない。だから先ほど藤井委員がおっしゃったようなことも、我々だけではなくて皆が樹木の危険というものがあつて共通認識できるような指針が作ればいいですし、より良くしていくための、まず一番大事なものがこのみどりの基本計画ですよ。なので、これを作った上でこれから先、堂本副会長がおっしゃったように、どう運用していくのか、どう活用していくのか、そういったことを次の委員などが考えていかなければいけないので、そのようなことが記されるように少し加筆していただきたいと思ひます。

他何かご意見ありますか。ないようですので、かなり時間が早いですが、終わっても大丈夫でしょうか。皆さんの大事な年度末の忙しい時間に集まっていたので、もしご意見がないようでしたらここで締めたいと思ひます。はい、そうしましたら最後は事務局より何かあればお願い

いたします。

伊藤主事。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

はい。事務連絡をさせていただきます。今後のスケジュールでございますが、朝霞市みどりの基本計画（案）につきましては、本日いただきましたご意見を反映し、会長にご確認いただいた後、本年度中に公表したいと考えております。また、本日まだお示ししていない表紙と裏表紙のデザインにつきましては、資料1の38ページから41ページに載せましたイラストをコラージュして配置することを考えておまして、デザインが完成しましたら、委員の皆様と共有したいと思います。事務局からは以上です。

○古賀会長

あと、概要版にはぼぼたんが出てくるんですね。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

はい。検討中です。

○古賀会長

ありがとうございます。先ほど事務局から話がありましたように、皆様からいただいたご意見、市民コメントや庁内意見などで反映できない部分も含めて、修正した計画案につきましては私が責任をもって確認させていただきます。その上で答申させていただきますのでよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは本日の議題は全て終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

○事務局・鈴木みどり公園課みどり公園係長

それでは以上をもちまして、令和7年度第5回朝霞市緑化推進会議を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。